

平成15年10月31日
法 務 省

1 性犯罪

(1) 加害者の厳正な処罰

ア 強姦罪の法定刑の引上げ

強姦罪の法定刑（2年以上の有期（15年以下の）懲役）については，凶悪犯罪への対処の在り方の問題とも併せ，その検討が必要。

イ 盗撮に関する法整備

盗撮事案については，住居侵入罪，軽犯罪法違反，条例違反等により，一定限度で処罰が可能。

浴室等にビデオカメラ等を仕掛けて女性の裸体を盗撮する行為や，スカート内を盗撮する行為について，新たな罰則を設けることも検討課題
保護法益の捉え方，処罰すべき範囲について慎重な検討が必要。

ウ 痴漢，公然わいせつの取締りの徹底

エ PTSD以外の精神障害の傷害罪等の対象化

刑法の傷害罪等における傷害とは，他人の身体の生理的機能に障害を与えることであって，健康状態を不良に変更した場合を含むと解されており，人の精神的機能に障害を与える場合も傷害罪等の傷害に当たりうる。

(2) 被害者女性の立場に立った刑事手続の実施

（参考資料：「犯罪被害者の方々へ」）

(3) 性犯罪を助長するおそれのある雑誌，ソフト，ビデオやインターネット等の制限

ア わいせつ物頒布等の罪（刑法第175条）

厳正な運用を行っているほか，電気通信によるわいせつな電磁的記録の頒布についても処罰できるよう，法案を準備中。

イ 児童ポルノ頒布等の罪（児童買春・ポルノ法第7条）

厳正な運用を行っているほか、児童買春、児童ポルノに対して厳しい態度で臨むことの宣明、法定刑の引上げ、条約上の義務に対する対応（インターネット上の行為に対する対応も含む。）等を盛り込んだ一部改正法律案は、議員により平成15年通常国会に提出されたものの、衆議院の解散により廃案。

2 売買春等

(1) 売買春一般

厳正な取締り

(2) 児童買春

児童買春罪等の法定刑の引上げを含む改正案については、1(3)イのとおり。

(3) 人身取引（トラフィッキング）

ア 加害者の処罰の強化

刑法（逮捕・監禁罪，略取・誘拐罪等）

職業安定法，労働基準法等の各種労働者保護法規

出入国管理及び難民認定法

売春防止法，風俗営業適正化法

児童福祉法，児童買春・ポルノ法

イ （国連）国際組織犯罪防止条約及び同条約人身取引補足議定書

（国連）国際組織犯罪防止条約

平成12年12月署名，平成15年通常国会で承認。締結のための法整備を行う法律案については，平成15年通常国会に提出されたものの，衆議院の解散により廃案となったため，再度提出予定。

人身取引補足議定書

平成14年12月署名。現在締結に向けた検討作業中。

ウ 国際協力の促進